

# 法令及び定款に基づく インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制  
および当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

株式会社 デ・ウェスタン・セラピテクス研究所

「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.dwti.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

## **業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況**

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### **① 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

当社および子会社が継続、発展していくためには、全ての取締役、使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持ち行動することが必要不可欠であると認識しております。

- イ. 取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努めております。
- ロ. 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役会に報告しております。
- ハ. 取締役会は、取締役会規則、職務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は定められた規程に従い、業務を執行しております。
- ニ. 定期的に実施する内部監査では、法令、定款および社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて監査するとともに、その結果を代表取締役へ報告する体制を構築しております。

### **② 当社および子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の規程に基づき、安全かつ適正に保存しております。また、取締役および監査役は常時これらの文書を閲覧できるようにしております。

### **③ 当社および子会社の損失の危険の管理に対する規程その他の体制**

当社および子会社は事業活動上の重大な事態が発生した場合には、当社代表取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。

また、当社では法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題につき適時アドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めております。

④ 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および子会社は、定例の取締役会を開催するほか、適宜臨時の取締役会を開催し、取締役会規則により定められた事項およびその付議基準に該当する事項は、全て取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。

また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行っております。

日常の職務執行については、職務権限規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社は子会社の適切な管理および経営内容の的確な把握のため、当社取締役または使用人を出向させることができるようにしております。

また、当社の「関係会社管理規程」に定める管理担当取締役は、必要に応じ、当社の取締役会において子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報に関して報告する体制を構築しております。

⑥ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の自主性を尊重しながら円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、適時、関係者による会議を開催することとしております。

「関係会社管理規程」に定める管理担当取締役は、同規程に基づく当社への決裁・報告制度により子会社の経営管理を行うとともに、内部統制の実効性を高める施策を実施し、必要に応じて子会社への指導・支援を行うこととしております。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と取締役が協議した上、必要に応じて使用人を配置することいたします。

**⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の求めにより監査役補助者として使用人を配置した場合の当該使用人の異動、人事考課等については、当該使用人の独立性を確保するため、監査役の事前の同意を得ることといたします。

**⑨ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役および使用人に周知徹底することといたします。

**⑩ 当社および子会社の取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

イ. 監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人にその説明を求めることができる体制を構築しております。

ロ. 取締役は、取締役会において担当する業務執行の状況等を定期的に報告する体制を構築しております。

ハ. 取締役および使用人等は、取締役の職務執行に関して重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する体制を構築しております。

ニ. 監査役に対して報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないよう、取締役および使用人等に周知徹底するものとします。また、「内部通報に関する規程」においても通報者の保護を規定しております。

**⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役の職務の執行にかかる費用等の処理について、その費用等が当該監査役の職務執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用等の処理を行うものとします。

- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制としております。
  - ロ. 監査役は、必要に応じて、会計監査人および内部監査担当と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の実効性が確保できる体制としております。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社は財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととしております。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社および子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、不当要求等を受けた場合は組織として毅然とした態度で臨むとともに、顧問弁護士や所轄警察署等の専門機関と綿密に連携し、組織全体として速やかに対応することとしております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

① 内部統制システム全般

代表取締役社長の指示の下、内部統制プロジェクトチームおよび内部監査担当がモニタリングしリスク評価を行って、必要に応じて改善を進めております。また、内部統制プロジェクトチームは、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

② グループ経営管理体制

「関係会社管理規程」を整備し、子会社への指導・支援および子会社からの報告を通じて重要な情報を共有し、当社の取締役会において企業グループとしての判断を行っております。

③ コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンス重視の経営の推進、強化を図り、社内外の問題について検討、諮問を行っております。また、内部通報制度による通報・相談窓口の周知に努めました。

**④ 取締役の職務の執行**

定例取締役会に加えて適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定を行ってお  
ります。また、取締役会規則および職務権限規程等の規程に基づき、権限と責任  
を明確化して迅速な職務の執行を行っております。

**⑤ 監査役の職務の執行**

監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議へ出席  
するほか、重要書類の点検、代表取締役社長との定期的な意見交換等を行って、  
取締役の職務の執行状況、内部統制の運用状況等の監査を行っております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2019年1月1日から )  
2019年12月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				非支配株主 持 分	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合 計		
当連結会計年度期首残高	34,762	2,133,478	△908,379	1,259,861	40,239	1,300,101
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属す る 当 期 純 利 益			133,203	133,203		133,203
株主資本以外の項目の当連結 会計 年 度 変 動 額 (純額)					△25,220	△25,220
当連結会計年度変動額合計	—	—	133,203	133,203	△25,220	107,982
当連結会計年度末残高	34,762	2,133,478	△775,176	1,393,065	15,018	1,408,083

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・連結子会社の名称 日本革新創薬株式会社

##### ② 非連結子会社はありません。

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・その他有価証券 時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品及び貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

##### ③ 固定資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産……………定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降  
(リース資産を除く) に取得した建物附属設備については、定額法を採用して  
おります。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 4年～15年

- ロ. 無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、自社利用目的のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）、契約関連無形資産については契約期間に基づいております。

##### ④ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しています。

##### ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によって  
おります。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

88,248千円

(2) 財務制限条項

当社は株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を締結し、2017年2月22日に借入を実行しております。

2019年12月31日現在借入残高 480,000千円

本借入において、借入先との間で、主に以下の遵守事項や期限の利益の喪失事項が定められています。

遵守事項としては、本借入の債務完済までの間、以下の事項を借入先に対して遵守する。

①各年度の決算期末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の数に維持すること。

②単体の貸借対照表における現預金が10億円を下回った場合速やかに当該事由の発生を報告し、発生した日以降の研究開発計画について借入先と協議すること。

③以下に掲げる行為を行う場合は、事前に借入先の承諾を得ること。

イ.組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転（当社の連結子会社のみが当事者となる組織再編行為を除く）

ロ.自己信託の設定

ハ.事業又は資産の全部又は一部の第三者への譲渡（セールアンドリースバックのための譲渡を含む）

ニ.第三者の事業又は資産の全部又は一部の譲り受け

④資産の全部若しくは一部について担保物権の設定又は当該担保物権について対抗要件の具備を行わないこと。

⑤東京証券取引所（市場第一部、市場第二部、マザーズ又はジャスダックのいずれかを問わない）における上場を維持すること。

また、期限の利益の喪失としては、以下の事由が生じた場合には、借入先は本借入の全部又は一部の期限を喪失させることが出来る。

①当社が本事業譲渡に関わる「新規パイプライン」の全ての中止を決定したとき。

②当社が借入先に「新規パイプライン」の一部の中止決定の報告をした場合において、当社の債務履行に重大な影響を及ぼすおそれがあると借入先が判断したとき。

③当社が借入先と合意した「新規パイプライン」の進捗状況（最短2020年12月末時点）に応じて、借入先が満足する内容の資金調達計画を当社が作成しない場合。

④当社が本借入に基づく義務の履行を怠り、当該不履行が10営業日以上治癒されないとき。

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	26,275,200株	—	—	26,275,200株

### 4. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営上必要な資金以外の一時的な余資を流動性及び安全性の高い金融資産により運用しております。銀行借入により調達した資金の使途は事業譲受費用であります。

##### ②金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建のものについては、為替変動のリスクに晒されております。当該リスクについて、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の財務状況等を把握し、リスクの軽減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクは僅少ですが、各部門からの報告に基づき、管理部門が月次で資金繰状況を管理するとともに、日次で資金の残高を確認するなどの方法により、手許流動性を一定水準以上維持することにより管理しております。一部外貨建のものについては、為替変動のリスクに晒されております。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,540,784	1,540,784	—
(2) 売掛金	103,523	103,523	—
資産計	1,644,307	1,644,307	—
(1) 未払金	25,788	25,788	—
(2) 未払法人税等 長期借入金(1年内返 済予定の長期借入金 を含む)	2,892	2,892	—
(3) 負債計	480,000	480,000	—
負債計	508,680	508,680	—

(注) 1. 金融商品の時価の算出方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額5,123千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	53円02銭
(2) 1株当たりの当期純利益金額	5円07銭

## 株主資本等変動計算書

( 2019年1月1日から )  
2019年12月31日まで )

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計 株主資本合計	
	資本剩余额		利益剩余额				
	資本準備金	資本剩余额 合計	その他 利益剩余额	利益剩余额 合計			
当期首残高	34,762	2,134,104	2,134,104	△970,380	△970,380	1,198,486	1,198,486
当期変動額							
当期純利益				171,671	171,671	171,671	171,671
当期変動額合計	—	—	—	171,671	171,671	171,671	17,167
当期末残高	34,762	2,134,104	2,134,104	△798,709	△798,709	1,370,158	1,370,158

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降（リース資産を除く）に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 4年～15年

② 無形固定資産……………定額法によっております。

（リース資産を除く） なお、自社利用目的のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）、契約関連無形資産については契約期間に基づいております。

#### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しています。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

①有形固定資産の減価償却累計額 55,222千円

②関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権 100,906千円

短期金銭債務 725千円

③財務制限条項

連結注記表の「2.連結貸借対照表に関する注記（2）財務制限条項」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高

13,908千円

営業取引以外による取引高

3,654千円

### 4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金
減価償却超過額
減損損失
株式報酬費用
たな卸資産
投資有価証券
前渡金
子会社株式評価損
その他
繰延税金資産小計
評価性引当額
繰延税金資産合計

1,072,955千円
4,407千円
207,432千円
2,652千円
202千円
2,384千円
3,505千円
104,851千円
2,012千円
1,400,404千円
△1,400,404千円
－千円

### 5. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	日本革新創薬株式会社	(直接)所有 60.38(%)	役員の兼務資金の貸付	管理業務受託(注2)	3,600	未収入金	330
				資金の貸付(注3)	100,000	短期貸付金	100,000
				利息の受取(注3)	54	未収収益	54

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 管理業務受託に係る取引金額は、取引規模を総合的に勘案し交渉の上決定しております。

3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

52円15銭

(2) 1株当たりの当期純利益金額

6円53銭